

衣川社会体育館

使用区分				基本使用料		付加使用料	
				全面使用の場合	半面使用の場合		
体育館	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	1 放送施設を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 半面使用の場合 150円
				一般	600円	300円	
			その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円		
			一般	1,200円	600円		
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,800円	900円	
		営利を目的とする場合	6,000円	3,000円			
個人使用の場合（1人1回の入場につき）				50円			
会議室（1時間までごとに）			アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき200円		照明設備を使用するときは、1室につき100円を徴収する。	
			その他の催しに使用する場合	1室につき400円			

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。